

総務文教常任委員会資料

平成 2 7 年 3 月 4 日

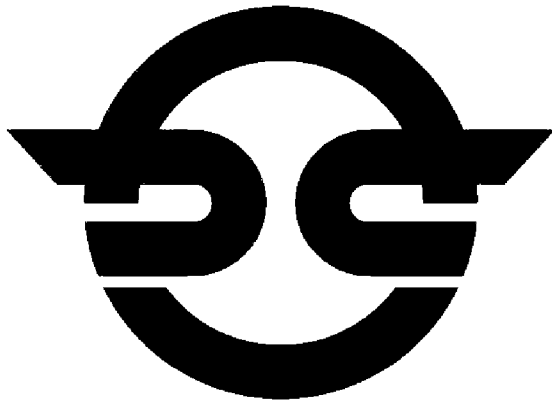
企 画 部

□定住自立圏形成に向けた「中心市宣言」について

別冊資料 定住自立圏構想 中心市宣言書
定住自立圏構想推進要綱

定住自立圏構想

中心市宣言書



平成 27 年 3 月 2 日

加西市 加東市

目 次

中心市宣言	1
1 圏域自治体と連携が想定される取組	2
2 都市機能の集積状況	4
3 都市機能の利用状況	7
4 中心市（加西市及び加東市）への従業・通学者の状況	9

中心市宣言

加西市と加東市は、兵庫県のほぼ中央部、播州平野に位置し、国土幹線の中国自動車道が通過し、大阪から自動車ですぐ1時間圏という恵まれた立地条件を有しています。また、気候は、瀬戸内式に属し、冬期の降水量が少なく温暖で暮らしやすいところです。

加西市は、大都市近郊にありながら日本の原風景というべき田園や里山を有しています。

また、市内にはため池が数多く点在し、県下でも有数の密集地帯であり、水と緑豊かな田園空間の演出に役立っています。さらに、玉丘古墳、法華山一乗寺、五百羅漢、鶉野飛行場跡、北条鉄道等の伝統的・歴史的な資産の蓄積があり、観光振興をはじめ様々な観点から大きな期待が寄せられています。

加東市は、加古川、東条湖、三草山などの豊かな自然に恵まれ、国宝朝光寺、清水寺などの歴史ある文化財・文化遺産や兵庫教育大学をはじめとした教育施設も充実しています。

また、国内生産量の約9割を誇る釣り針や酒造好適米・山田錦の生産も盛んで、全国各地に出荷されています。加えて、交通の利便性を活かし、製造業、流通業など多くの企業が立地しており、教育、産業をはじめ様々な分野で発展を遂げています。

現在、我が国は、人口減少社会へ本格的に突入し、少子高齢社会の急速な進行、産業や経済のグローバル化など、これまで経験したことのない大きな転換期を迎えています。

社会経済情勢が大きく変化しており、自治体を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が予想される中で、自治体経営、地域経営を確立するため、地方分権の推進が行われ、受け皿となる自治体間の連携並びに効率的・効果的な行政システムの構築を図ることが求められています。

このような背景を踏まえ、加西市と加東市は、定住自立圏構想に基づく「中心市」として、生活圈や経済圏を共にする圏域の自治体とのネットワークと連携をさらに強化することにより、この圏域が持つ地域資源と地域力を高めながら、住民が安全で安心して暮らし続けられる地域社会の形成と魅力ある圏域づくりに積極的に取り組んでいくことを、ここに宣言します。

平成27年3月2日

加西市長 西村 和平

加東市長 安田 正義

1 圏域自治体と連携が想定される取組

加西市と加東市を中心市とした定住自立圏では、圏域全体の人口流出に歯止めをかけ、圏域としての成長と発展を目指し、地域住民の生活機能を向上させることにより、圏域としての定住促進に資する取組を推進します。

◆生活機能の強化

(1) 医療

- ・ 圏域内医療体制として、公立病院間の医師の相互派遣や病院と診療所等との診療連携、また、地域医療連携の充実により、医療機能の強化や医師の育成を図る。
- ・ 医薬品の共同購入等、圏域内公立病院等における管理運営の連携により、経営効率の向上を図る。
- ・ 医師の障害児相談センター等への派遣や訪問看護の広域化等、障がい者や高齢者等に対する医療と福祉の広域連携を強化し、広域的な支援体制の充実を図る。
- ・ 看護師の育成・確保のため、播磨内陸医務事業組合の機能を強化する。
- ・ その他、圏域内の地域医療サービスの向上のため、医療体制の充実や医療連携を強化する。

(2) 福祉

- ・ 子育て世代に対する児童虐待の相談等、児童虐待防止の支援体制を強化する。

(3) 教育

- ・ 文化やスポーツの振興を図るため、各種公共施設の相互利用等の広域的な利活用を推進する。
- ・ 子育てや教育に係る連携講座の実施等、兵庫教育大学との連携事業の強化を図る。

(4) 産業振興

- ・ 防護柵の設置等、有害鳥獣対策における連携による機能強化を図る。
- ・ 圏域内における地域資源のブランド化に資する取組や公益財団法人北播磨地場産業開発機構の取組を強化する。

(5) 生活

- ・ 災害時における広域的な人材支援、防災設備等の連携整備により、防災機能を強化する。

(6) その他

- ・ 北はりま消防組合の体制強化により、消防・救急業務の更なる充実を図る。
- ・ 固定資産評価に係る航空写真の撮影等、固定資産等の税務情報整備の広域化と効率化を推進する。

◆結びつきやネットワークの強化

(1) 地域公共交通

- ・ 広域連携事業の推進により、バス利用者の利便性の向上を図る。
- ・ 圏域内の公共交通に関する情報を総合的に提供することにより、日常の生活圏の拡大と利便性の向上を図る。

(2) ICTインフラの整備

- ・ 地域コミュニティサイトの構築等、ICTを活用したシステムの構築や運用により、圏域内の情報の相互利用を強化する。
- ・ 情報システムの共同化等による効率化と住民サービスの向上を図る。

(3) 交通インフラの整備

- ・ 圏域における既設広域幹線道路の整備を促進する。

(4) 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

- ・ 圏域内の特産品や地域資源を生かした取組や地産地消に資する取組を強化する。

(5) 地域内外の住民との交流・移住促進

- ・ 圏域内の観光資源を活用した取組により、広域的な交流を促進する。

(6) その他

- ・ 環境やエネルギー対策として、CO₂の削減や循環型社会の構築に向けた事業を推進する。
- ・ 消費生活相談窓口等の相互利用を行う。

◆圏域マネジメント能力の強化

(1) 中心市等における人材の育成や外部からの人材の確保

- ・ 播磨内陸広域行政協議会の事業を含め、圏域内の職員の育成に向けた研修会等を実施する。
- ・ 行政委員会等の機関の共同設置に向けた取組を推進する。

(2) その他

- ・ 圏域内における共通課題への対応、政策の推進に資するべく、職員の交流や合同研究の実施を推進する。

2 都市機能の集積状況

公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、商業機能、その他行政及び民間分野における都市機能の集積状況は、概ね以下のとおりであり、定住自立圏を形成する中心地域としての都市機能を有します。

分野	都市機能	施設名等	
		加西市	加東市
医療・福祉	公立病院	市立加西病院	加東市民病院
	病児・病後児保育	病児・病後児保育室ひまわり	正覚坊保育園（病後児保育）
	子育て施設	市立幼稚園（4）、市立幼児園（5）、市立保育所（4）、子育て学習センター（2）	市立幼稚園（2）、兵庫教育大学附属幼稚園、市立保育所（4）、児童館（2）
	高齢者福祉施設・障害者福祉サービス事業所	<p>■高齢者福祉施設 加西の里、春夏秋冬、第二サルビア荘、なごやか、白寿苑、加西シニアコミュニティ、米田病院、香楽園</p> <p>■障害者福祉サービス事業所 ラヴィかさいホームヘルパーステーション、医療福祉センターきずな、善防園、希望の郷、ナーシングピア加西、七色、こはる日和、ワークらんど加西、エル・ファーロ、T H R E E - P（スリープ）、なごみ、ライフらんど加西、はんど（やすらぎ）、克蘭ベリー、カラーズ、庵ノ上、ラヴィかさい訪問入浴ステーション、ラヴィかさい相談支援センター、医療福祉センターきずな相談支援センター、ワークらんど加西相談支援センター</p>	<p>■高齢者福祉施設 伽の里、社すみれ園、フロイデ滝野、ケアホームかとう、サンスマイル北野</p> <p>■障害者福祉サービス事業所 でんでん虫の家、地球のなかま、Cielo（シエロ）、あつと、かとう絆みらい、ケアホームあんも、マイマイ HOUSE、加茂病院厚生寮、どんぐりっこの森</p>

教育・文化・スポーツ	大学・大学院	神戸大学大学院農学研究科附属食資源教育研究センター	兵庫教育大学
	専修学校	農業大学校	播磨看護専門学校
	高等学校	北条高等学校 播磨農業高等学校	社高等学校
	特別支援学校	加西特別支援学校	のじぎく特別支援学校わかあゆ分教室
	図書館	図書館	中央図書館、滝野図書館、東条図書館、図書・情報センター
	文化施設	加西市民会館、中央公民館、善防公民館、南部公民館、北部公民館、地域交流センター	やしろ国際学習塾、滝野文化会館、東条文化会館、社公民館、滝野公民館、東条公民館、社コミュニティセンター、さんあいセンター、コミュニティセンター東条会館、河高交流センター、加古川流域滝野歴史民俗資料館、明治館、三草藩武家屋敷旧尾崎家
	体育施設	加西勤労者体育センター、加西テニスコート、アラジンスタジアム(加西球場)、多目的グラウンド、加西市民グラウンド、屋内ゲートボール場すぱーく加西、グリーンスポーツ広場アクアスカサイ、加西南テニスコート、加西南多目的広場、加西南ゲートボール場、オークタウン加西	社第一体育館、社武道館、滝野体育センター、滝野総合公園体育館、東条第一体育館、東条第二体育館、社第一グラウンド、社第二グラウンド、社第三グラウンド、滝野総合公園多目的グラウンド、東条グラウンド、東条健康の森スポーツ広場、グリーンヒル・スタジアム、東条野球場、夕日ヶ丘公園パークゴルフ場
	観光・産業施設	フラワーセンター、いこいの村はりま、アオノリゾート青野運動公苑	やしろ鴨川の郷、滝野交流保養館、滝野産業展示館、アクア東条、道の駅とうじょう
	都市公園	12 施設(丸山総合公園、ハイツ第1公園ほか)	51 施設(播磨中央公園、起勢の里ほか)
交通	鉄道	北条鉄道(7 駅)	JR 加古川線(3 駅)
	バス	神姫バス、ねっぴ〜号、はっぴーバス、高速バス	神姫バス、神姫グリーンバス、高速バス

	高速道路	中国自動車道 加西 IC	中国自動車道 滝野社 IC、ひょうご東条 IC
	国道	372 号	175 号、372 号
商業・金融	大規模小売店（店舗面積 1,000 m ² 超）	10 店舗	6 店舗
	銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫	三井住友銀行、但馬銀行、みなと銀行、姫路信用金庫、播州信用金庫、但陽信用金庫、兵庫県信用組合	みなと銀行、姫路信用金庫、中兵庫信用金庫、日新信用金庫、兵庫県信用組合
	農協	JA 兵庫みらい	JA みのり
	郵便局	12 店舗（簡易郵便局含む）	8 店舗
行政機関	国	ふるさとハローワーク	神戸地方法務局社支局、神戸地方検察庁社支部、社区検察庁、社税務署、神戸地方裁判所社支部、神戸家庭裁判所社支部、社簡易裁判所、近畿農政局鴨川ダム管理分室
	県	加西警察署、農林水産技術総合センター、加西農業改良普及センター	社警察署、北播磨県民局、加東健康福祉事務所、加東県税事務所、加東土木事務所、加東農林振興事務所、兵庫県動物愛護センター動物管理事務所、播磨東教育事務所加東教育振興室、嬉野台生涯教育センター、教育研修所、ひょうごっ子悩み相談センター、農林水産技術総合センター酒米試験地

3 都市機能の利用状況

加西市と加東市の主な都市機能の利用状況等については、次のとおりです。

(1) 中核的な医療機能

■市立加西病院の利用状況（平成 25 年度） （単位：人）

区分	加西市	加東市	西脇市	多可町	その他	計
外来患者数	94,493	5,880	4,421	5,705	29,108	139,607
入院患者数	50,877	3,329	2,049	3,715	20,102	80,072

■加東市民病院の利用状況（平成 25 年度） （単位：人）

区分	加西市	加東市	西脇市	多可町	その他	計
外来患者数	1,649	43,038	4,037	785	6,444	55,953
入院患者数	863	22,094	1,488	414	4,770	29,629

(2) 教育・文化機能

■加西市内の高等学校への通学者（平成 26 年 4 月現在） （単位：人）

区分	加西市	加東市	西脇市	多可町	その他	計
北条高等学校	445	4	0	2	14	465
播磨農業高等学校	232	2	6	0	103	343

■加東市内の高等学校への通学者（平成 26 年 4 月現在） （単位：人）

区分	加西市	加東市	西脇市	多可町	その他	計
社高等学校	27	244	135	38	268	712

■加西市立図書館の利用状況（平成 25 年）

（単位：人、冊）

区分	加西市	加東市	西脇市	多可町	その他	計
利用者数	63,536	1,812	1,728	1,274	21,607	89,957
利用冊数	248,530	6,261	7,407	4,423	82,345	348,966

■加東市立図書館の利用状況（平成 25 年）

（単位：人、冊）

区分	加西市	加東市	西脇市	多可町	その他	計
利用者数	8,571	97,615	20,043	2,079	18,253	146,561
利用冊数	41,516	426,334	98,849	9,818	86,844	663,361

（3）商工業機能

■商業の概要

区分	卸売業			小売業		
	事業所数	従業者数 （人）	年間商品販売額 （百万円）	事業所数	従業者数 （人）	年間商品販売額 （百万円）
加西市	56	410	31,758	314	2,004	38,205
加東市	72	503	29,679	257	1,523	29,163

※資料：平成 24 年経済センサスー活動調査

■工業の概要

区分	事業所数	従業者数 （人）	製造品出荷額等 （百万円）
加西市	297	8,625	237,219
加東市	162	6,412	362,084

※資料：平成 24 年工業統計調査

4 中心市（加西市及び加東市）への従業・通学者の状況

加西市と加東市の人口状況及び近隣市町からの従業・通学者（15歳以上）の状況は、次のとおりです。

（1）加西市と近隣市町の状況

（単位：人）

	人口	夜間人口	昼間人口	昼夜間人口比率
加西市	47,993	47,993	48,874	1.018

市町名	人口	就業者・通学者 総数	加西市への 従業・通学者数	加西市への 通勤通学割合（※）
姫路市	536,270	253,340	2,165	0.85%
加古川市	266,937	126,134	1,288	1.02%
西脇市	42,802	19,509	782	4.01%
小野市	49,680	23,916	1,028	4.30%
加東市	40,181	19,794	987	4.99%
多可町	23,104	10,122	532	5.26%
市川町	13,288	6,157	374	6.07%
福崎町	19,830	9,818	771	7.85%

（2）加東市と近隣市町の状況

（単位：人）

	人口	夜間人口	昼間人口	昼夜間人口比率
加東市	40,181	40,181	44,378	1.104

市町名	人口	就業者・通学者 総数	加東市への 従業・通学者数	加東市への 通勤通学割合（※）
西脇市	42,802	19,509	2,654	13.60%
三木市	81,009	38,231	1,153	3.02%
小野市	49,680	23,916	2,432	10.17%
加西市	47,993	22,456	1,493	6.65%
多可町	23,104	10,122	809	7.99%
三田市	114,216	60,031	677	1.13%
篠山市	43,263	19,070	135	0.71%

〔平成22年国勢調査数値〕

※通勤通学割合：加西市と加東市へ従業・通学する就業者数・通学者数を常住する就業者数・通学者数（15歳以上、自宅従業者を除く。）で除して得た数値

定住自立圏構想推進要綱

平成20年12月26日（総行応第39号）制定
平成24年9月18日（総行応第187号）一部改正
平成25年3月29日（総行応第60号）一部改正
平成26年3月31日（総行応第70号）一部改正

第1 趣旨

(1) 今後の我が国の人口の見込み等

我が国の総人口は、今後、急速に減少することが見込まれている。「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)推計によれば、平成17年に約1億2,776万人であった総人口は、同年から平成47年までの30年間で約13%(約1,708万人)減少し、約1億1,068万人となる。また、平成17年までの30年間では、三大都市圏、地方圏とも人口が増加していたのに対し、同年以降の30年間では、三大都市圏の人口も約530万人減少し、地方圏の人口は約1,178万人という大幅な減少が見込まれる。三大都市圏も地方圏も人口が減少するという「過密なき過疎」の時代の到来にあって、地方圏の将来は極めて厳しいものと予想される。同時に、少子化・高齢化が急速に進行し、平成17年から平成47年までの30年間で年少人口は約40%(約707万人)減少し、高齢者人口は約45%(約1,149万人)増加する。三大都市圏においても、団塊の世代の高齢化などに伴い、今後、急速に高齢者数が増加し、生産年齢人口が減少していく。

このような状況を踏まえ、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。定住自立圏構想は、このような問題意識のもとに全国的な見地から推進していく施策である。

(2) 定住自立圏形成の目的

定住自立圏は、中心市と近隣市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として、形成される圏域である。

圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

これらの取組により、地方への民間投資を促進し、内需を振興して地域経済を活性化させるとともに、分権型社会にふさわしい、安定した社会空間を地方圏に創り出すことが期待されている。

なお、定住自立圏構想は、地方圏からの人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出するという観点から、三大都市圏の区域外にある地域を主たる対象として推進する。

(3) 定住自立圏の中心市と近隣市町村との役割分担

定住自立圏の中心市は、大規模商業・娯楽機能、中核的な医療機能、各種の生活関連サービス機能など、行政機能・民間機能を問わず、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、自らの住民のみならず、近隣市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要である。このような都市の機能を充実させていくことが、近隣市町村を含めた圏域全体の暮らしを支え、魅力を向上させることにつながるものであり、そのような都市が、圏域全体のマネジメントを担うことが求められている。

一方、近隣市町村は、環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化などの観点からの重要な役割が期待される。農山漁村では高齢者も現役として活動し、地域の担い手となっていること等を踏まえると、近隣地域の農山漁村はこれからの長寿社会において、高齢者の新しい生き方を提示する役割も期待されている。

定住自立圏構想は、このような中心市の機能と近隣市町村の機能が、協定によって有機的に連携し、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、全

体として魅力あふれる地域を形成していくことを目指している。

(4) 高次の都市機能を有する都市等を中心市とする定住自立圏との連携

複数の定住自立圏が、より広域的に連携していくことが期待される。

特に、人口20万ないし30万人程度以上の都市など、高次の都市機能を有する都市を中心市とする定住自立圏と基本的な生活機能を有する都市を中心市とする定住自立圏とが、情報・交通ネットワーク等も活用しながら、より高次の都市機能の確保や地域の経済基盤の強化へ向けて連携していくことも期待される。

また、同程度の規模の都市を中心市とする定住自立圏同士が、それぞれの異なる特色を活かしながら、相互に連携していくことなども期待される。

第2 この要綱において用いる人口等

この要綱における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数については、別段の定めがある場合を除き、国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成22年10月1日現在の数値（平成22年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成22年10月1日現在の数値の合計をいう。）を用いる。

この場合において、就業者数及び通学者数とは、「常住地による従業・通学市区町村、男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数」中「総数」のうち「15歳以上就業者」及び「15歳以上通学者」の合計から自宅において従業者の数を控除して得た数値をいう。

第3 中心市

中心市は、次に掲げる①から③までの要件のすべてを満たす市をいう。

- ① 人口が5万人程度以上であること（少なくとも4万人を超えていること。）。
- ② 昼間人口及び夜間人口について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - ア 昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。
 - イ 平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市（当該合併が行われた日から起算して10年を経過していないものに限る。）にあっては、合併関係市のうち人口（合併期日以前の直近の日に国勢調査令によって調査した数値を用いる。以下本項目、③イ、第4（5）及び第5（4）

に規定する合併関係市における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数において同じ。)が最大のものにおいて、昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。

③ 当該市が所在する地域について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 三大都市圏(国土利用計画(全国計画)(平成20年7月4日閣議決定)に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。)の区域外に所在すること。

イ 三大都市圏の区域内に所在する場合においては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市であって三大都市圏の区域内に所在するもの又は同法第281条第1項の特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が0.1未満であること。

この場合において、平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあつては、合併関係市のうち人口が最大のものにおける就業者数及び通学者数の数値を、当該合併市における就業者数及び通学者数の数値とみなして算出することができる。

第4 中心市宣言

(1) 中心市宣言の定義

中心市宣言は、近隣にある市町村と地域全体における人口定住のために連携しようとする中心市が、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにするため、(2)に規定する事項を記載した書面(以下「中心市宣言書」という。)を作成し、公表することをいう。

(2) 中心市宣言書に記載する事項

中心市宣言書においては、中心市がその近隣にある市町村を含めた地域に居住する住民の生活機能を確保し、地域の魅力を向上させていくという観点から、少なくとも以下の事項について記載するものとする。

なお、中心市は、中心市宣言書を作成するに当たって、その近隣にある市町村であつて、当該中心市と連携する意思を有するものの意向に十分配慮するものとする。

- ① 近隣にある市町村を含めた地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、当該市町村の住民に対して積極的に各種サービスを提供していく意思
- ② 公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、大規模商業・娯楽機能その他の行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況及び近隣にある市町村の住民による当該機能の利用状況等
- ③ ②に掲げる都市機能等を活用して、近隣にある市町村と連携することを想定する取組
- ④ 当該中心市に対して従業又は通学する就業者数及び通学者数を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値（以下「通勤通学割合」という。）が0.1以上である市町村の名称
- ⑤ ④のほか当該中心市の近隣にあつて、当該中心市と人口定住のために連携する意思を有する市町村があるときは、その名称

(3) 中心市宣言書の変更又は取消し

中心市は、都市機能の集積状況の著しい変化その他の著しい事情の変更があると認めるときは、中心市宣言書の変更又は取消しを行うことができる。

(4) 中心市宣言書の公表

中心市は、(1)の規定により中心市宣言書を作成したとき又は(3)の規定により中心市宣言書の変更若しくは取消しを行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

(5) 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第3②イに該当する中心市のうち、市町村の合併の結果、当該市に対する通勤通学割合が0.1以上である市町村が存しないこととなったもの等広域的な市町村の合併を経たものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を近隣地域とし、それぞれを中心市又はその近隣にある市町村と同様の関係にあるものとみなして中心市宣言書の作成、変更又は取消しを行い、公表することができる。

第5 定住自立圏形成協定

(1) 定住自立圏形成協定の定義

定住自立圏形成協定は、中心市宣言を行った1の中心市（以下「宣言中心

市」という。)と、その近隣にある1の市町村が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、(2)に規定する事項について定める協定であって、それぞれの市町村において、その締結又は変更に当たって、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経たものをいう。

この場合において、近隣にある市町村であって、定住自立圏形成協定を締結するものは、宣言中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村であるものとし、宣言中心市に対する通勤通学割合が0.1以上であること等の要素も考慮して、関係市町村において、これに該当するか否かを自主的に判断するものとする。

(2) 定住自立圏形成協定に規定する事項

定住自立圏形成協定においては、宣言中心市及びその近隣にある市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確認するという観点から、少なくとも以下の事項について規定するものとする。

① 市町村の名称

定住自立圏形成協定を締結する宣言中心市及びその近隣にある1の市町村の名称を規定するものとする。

② 目的

「集約とネットワーク」の観点から、宣言中心市及びその近隣にある1の市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確認するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図ることなど、定住自立圏形成の基本的な目的を規定するものとする。

③ 基本方針

宣言中心市及びその近隣にある1の市町村が、④に規定する事項を中心とする政策分野において行政及び民間機能の集約化・ネットワーク化を進めることなど、様々な分野で連携を図る旨を規定するものとする。

④ 連携する具体的事項

連携する具体的事項は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、宣言中心市及びその近隣にある市町村において、定住自立圏全体の活性化を通じて人口定住を図るという観点から、様々な取組を対象とすることが期待される。

特に、「集約とネットワーク」の考え方を基本として、ア 生活機能の強化、イ 結びつきやネットワークの強化、ウ 圏域マネジメント能力の

強化、の3つの視点から、人口定住のために必要な生活機能を確保していく必要がある。

このため、定住自立圏形成協定においては、ア、イ及びウの視点ごとに、次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。これに加えて、ごみ処理、し尿処理、消防など、従来から広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項についても規定することができる。

a 医療

病院と診療所の役割分担による切れ目のない医療の提供、地域医療を担う医師の育成や派遣、ICTを活用した遠隔医療その他の医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた連携

b 福祉

高齢者向け住宅や在宅サービス支援の拠点施設の整備支援、他市町村における地域密着型サービス利用支援、保育所の広域入所その他の在宅療養・介護・子育てのネットワークの構築等に向けた連携

c 教育

小中学校の区域外就学、スクールカウンセラー等の共同活用、中高一貫校の設置、大学等の高等教育機関との連携強化その他の住民のみならず、三大都市圏の住民が交流居住や移住を選択肢とできるような質の高い教育環境の整備等に向けた連携

d 土地利用

都市機能の集約化等によるまちづくりの推進、規模や地域特性を活かした農業の展開その他の地域全体の土地利用のあり方に関する連携

e 産業振興

担い手確保、加工品のブランド化等による農林水産業の振興や、地場産業の育成、企業誘致、観光資源の開発等による商工業の振興、雇用機会の確保、中心市街地におけるにぎわいの創出その他の自立のた

めの経済基盤の確立等に向けた連携

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

a 地域公共交通

地域内外の往来を活発化し、日常生活圏の拡大や利便性の向上を図るための民間バス路線の再編等の支援、ディマンドバス等の運行その他の地域公共交通サービスの提供等に向けた連携

b デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備

ブロードバンド基盤を各戸に届くまで整備するラスト・ワンマイル対策や、ICTを活用した遠隔医療や遠隔教育、テレワークの推進その他の情報流通を密にするICTインフラの整備等に向けた連携

c 道路等の交通インフラの整備

地域内外の交流を促進するための、基幹道路ネットワークの整備や生活幹線道路の整備その他の広域的な観点から交通インフラの整備を重点的・戦略的に進めていく取組等に係る連携

d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

食の安全を確保した消費の定着や地域経済の循環を目指して、直売所や、生産者と消費者が直結した直販システム等を通じた地場製品の販売その他の地産地消を進めていく取組等に係る連携

e 地域内外の住民との交流・移住促進

三大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組その他の子どもの農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて地域の活性化や地域間の相互理解を深めていく取組等に係る連携

f aからeまでに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

地域を牽引する人材を確保し育成する取組を中長期的に進めていく観点から、次に掲げる政策分野のうち1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

- a 宣言中心市等における人材の育成
- b 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
- c 圏域内市町村の職員等の交流
- d aからcまでに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携

⑤ ④の執行等に係る基本的事項

定住自立圏形成協定に基づく事務の執行については、機関等の共同設置（地方自治法第252条の7等）や事務の委託（同法第252条の14等）等のほか、民事上の契約等により行い、その形式に応じて規約の作成等の手続を経ることとなるが、定住自立圏形成協定においても、事務の執行に係る基本的な事項について規定しておくことが望ましい。

⑥ 定住自立圏形成協定の期間及び廃止の手続き

定住自立圏形成協定の期間は、宣言中心市とその近隣にある市町村の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

ただし、定住自立圏形成協定の一方の当事者である市町村から、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て廃止を求める旨の通告があった場合においては、他方の当事者である市町村の意思にかかわらず、一定期間の経過後に廃止される旨を規定するものとする。この場合において、当該通告後、当該協定が廃止されるまでの期間は、原則として2年間とし、この旨をあらかじめ当該協定に規定するものとする。

(3) 定住自立圏形成協定の締結等に係る留意事項

- ① 定住自立圏形成協定の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが必要である。特に、各市町村の住民に対しては、あらかじめ、当該市町村のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等を通じて、定住自立圏形成協定案の趣旨及び具体的内容を周知するものとする。
- ② 定住自立圏形成協定は、宣言中心市とその近隣にある1の市町村によりそれぞれ締結されるものであるが、宣言中心市が1以上の近隣にある市町村とそれぞれ定住自立圏形成協定を締結することにより、第6（1）に規定する定住自立圏が形成されることとなる。このため、他の近隣に

ある市町村との定住自立圏形成協定との整合性を図り、地域全体が活性化するように十分配慮する必要がある。

- ③ 連携を図る政策分野に応じて、例えば、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により都道府県が定める医療計画や、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号の規定による地域協議会など、調整を図る必要があるものについては、定住自立圏形成協定の締結に向けた検討と並行して、各市町村と関係機関とが十分な協議を行っていくことが必要である。
- ④ 定住自立圏形成協定の変更又は廃止に当たっても、上記①から③までの事項に留意するものとする。
- ⑤ 定住自立圏形成協定は、宣言中心市と当該宣言中心市が属する都道府県と異なる都道府県に属する近隣にある市町村により締結することができることに留意する必要がある。
- ⑥ 異なる分野における役割分担を行うため、近隣にある市町村が2以上の宣言中心市と定住自立圏形成協定を締結することができることに留意する必要がある。

（4）広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第4（5）の規定により中心市宣言を行った宣言中心市については、定住自立圏形成協定に代えて、当該宣言中心市の区域の全部を対象として、（2）①から④までに規定する事項について定めた定住自立圏形成方針を、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て、策定、変更又は廃止することができる。

この場合において、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を近隣地域とし、それぞれを定住自立圏形成協定における宣言中心市又はその近隣にある市町村と同様の関係にあるものとみなして、必要な事項を規定するものとする。

（5）定住自立圏形成協定等の公表

宣言中心市及びその近隣にある市町村は、定住自立圏形成協定又は定住自立圏形成方針（以下「定住自立圏形成協定等」という。）の締結、策定、変更又は廃止を行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

第6 定住自立圏共生ビジョン

(1) 定住自立圏の定義

定住自立圏は、以下のいずれかに該当するものをいう。

① 定住自立圏形成協定を締結した宣言中心市及び近隣にある市町村（以下「近隣市町村」という。ただし、関係市町村の判断により、「連携市町村」、「構成市町村」又は「周辺市町村」と呼称することも差し支えない。）の区域の全部

② 定住自立圏形成方針を策定した宣言中心市の区域の全部

(2) 定住自立圏共生ビジョンの定義

定住自立圏共生ビジョンは、宣言中心市が、当該宣言中心市を含む定住自立圏を対象として（3）に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更にあたって、民間や地域の関係者を構成員として宣言中心市が開催する協議・懇談の場（以下「圏域共生ビジョン懇談会」という。）における検討を経て、各近隣市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行ったものをいう。

(3) 定住自立圏共生ビジョンに記載する事項

定住自立圏共生ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

① 定住自立圏及び市町村の名称

定住自立圏の名称及び定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定したすべての市町村の名称を記載するものとする。

② 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況の現状等を記載した上で、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示するものとする。

③ 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

②の規定により提示する将来像の実現に向けて、各定住自立圏形成協定等において規定された事項に基づき、関係市町村が連携して推進していく具体的取組の内容を記載するものとする。

取組の記載にあたっては、具体的内容や実施スケジュール等に加えて、関連する市町村の名称及び根拠とする各定住自立圏形成協定等の規定を明確に記載するものとする。併せて、予算措置を伴うものにあつては、

総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載するものとする。

④ 定住自立圏共生ビジョンの期間

定住自立圏共生ビジョンの期間を記載するものとする。この場合において、当該期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行うものとする。

(4) 圏域共生ビジョン懇談会の構成員

圏域共生ビジョン懇談会の構成員は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更にあたって関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組内容に応じて、医療、福祉、教育、産業振興、地域公共交通等定住自立圏形成協定等に関連する分野の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者を含めることが望ましい。

(5) 定住自立圏共生ビジョンに関する近隣市町村との協議

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更にあたって、各近隣市町村に関連する部分について当該市町村と個別に協議を行うものとする。

(6) 定住自立圏共生ビジョンの写しの近隣市町村への送付及び公表

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更を行ったときは、直ちに近隣市町村にその写しを送付し、これを公表するものとする。

(7) 定住自立圏共生ビジョンに関する意見交換

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンに関し意見交換を行うため、少なくとも一年に一回、圏域内の全ての市町村長による懇談の場を設けるものとする。

第7 中心市に係る特例

隣接する2つの市(各市が第3②及び③に規定する要件を満たすものに限る。)の人口の合計が4万人を超えるときは、当該2つの市を合わせて1つの中心市とみなすことができる。

この場合において、第4(1)から(4)までに規定する中心市宣言書、第5(1)から(3)まで及び(5)に規定する定住自立圏形成協定並びに第6に規定する定住自立圏共生ビジョンの作成、締結、策定、変更、取消し、廃止、写しの送付若しくは公表又は第8に規定する写しの送付については、当該2つの市が

共同して連名により行うものとする。

また、第3に規定する要件を満たさないものの、一定の都市機能を有し、通勤・通学等において密接な関係を有する生活経済圏域の拠点的な都市としての役割を果たすものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、当該市を中心市とみなすことができる。

第8 中心市宣言書等の写しの送付

(1) 中心市宣言書の写しの送付

宣言中心市は、第4(4)の規定による中心市宣言書に関する公表を行ったときは、当該宣言中心市の属する都道府県及び第4(2)④及び⑤の規定により名称を記載された市町村の属する都道府県並びに総務省にその写しを送付するものとする。

(2) 定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付

宣言中心市は、第5(5)の規定による定住自立圏形成協定等又は第6(6)の規定による定住自立圏共生ビジョンに関する公表を行ったときは、その写しを当該宣言中心市の属する都道府県及び総務省に送付するものとする。

近隣市町村は、第5(5)の規定による定住自立圏形成協定に関する公表を行ったとき又は第6(6)の規定による宣言中心市からの定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを当該近隣市町村の属する都道府県に送付するものとする。

(3) 総務省による送付

総務省は、(1)及び(2)の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを速やかに関係府省に送付するものとする。

第9 市町村に対する助言及び支援

(1) 都道府県による助言及び支援

都道府県は、当該都道府県内の市町村における定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、広域の地方公共団体として、助言を行うとともに、支援を行うことが期待される。特に、医療、産業振興、地域公共交通、インフラの整備等都道府県が担任する事務について、定住自立圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図ることが期待される。

また、都道府県は、当該都道府県内の定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、総務省に情報の提供を行うとともに意見の交換を図るものとする。

(2) 総務省による助言及び支援

総務省は、中心市宣言書の作成等に関して事前に助言の求めがあった場合や、宣言中心市から第8（1）及び（2）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合などには、必要に応じて、定住自立圏に関する取組について助言を行うとともに、国と関係地方公共団体間の連絡調整を行うものとする。

また、総務省は、宣言中心市及び近隣市町村が締結、策定又は変更した定住自立圏形成協定等及び定住自立圏共生ビジョンであって、第8（2）の規定により送付を受けたものに基づく当該市町村の取組に対して、必要な支援を行うものとする。この場合において、総務省は、関係府省と連携し、当該取組に対する国による支援について、地方公共団体に対して、分かりやすい形で情報を提供するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に伴い必要な事項は、総務省が別に通知で定めるところによるものとする。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、先行実施団体として総務省が別に通知で定める市町村及びその近隣にあって当該市町村と人口定住のために連携する意思を有する市町村においては、平成21年1月1日から、この要綱の規定による中心市宣言、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

第2 中心市の要件、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する特別の助言

当分の間、総務省は、本則第8（1）及び（2）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受け

た場合において、当該送付を行った市が本則第3に規定する要件を満たさないとき、本則第5（2）に規定する事項が定住自立圏形成協定等に記載されていないとき等この要綱に基づく定住自立圏と明らかに異なる取組が行われているものと認められるときは、速やかに関係市町村に対して必要な助言を行うものとする。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

第2 経過措置

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定に基づく中心市の要件を満たしている市については、平成27年9月30日までの間（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体にあつては、当分の間）、中心市宣言を行うことができる。

第3 中心市宣言済の団体に係る取扱い

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定、附則第2の規定又はこの要綱による改正後の定住自立圏構想推進要綱本則第3②イの規定により中心市宣言を行った市については、定住自立圏形成協定若しくは定住自立圏形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。